

教育長	次 長	課 長	係
			



23 高教政第 1071 号
平成 23 年 10 月 4 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公印省略)

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する
特別措置法の施行について（通知）

平成 23 年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成 23 年法律第 107 号。以下「法」という。）が、本年 10 月 1 日から施行されました。

この法の施行に伴う県職員の子どもの手当の認定、支給等については、下記のとおり取扱うことになりましたので通知します。

つきましては、管内の学校長に対して周知いただきますようお願いいたします。

記

第 1 制度の概要

1 子どもの定義（法第 3 条）

「子ども」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であって、日本国内に住所を有する者又は留学等の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

2 支給要件（法第 4 条）

(1) 支給要件に該当する者（日本国内に住所を有する者に限る。）

ア 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども（以下「支給要件子ども」という。）を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母（支給要件子どもに係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下「父母等」という。）

イ 国外にいる父母等が生計を維持している支給要件子どもを監護し、かつ、生計を同じくする者で、父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。）

ウ 上記ア、イのいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件子どもを監護し、かつ、生計を維持する者

(2) その他の支給要件

ア 児童養護施設に入所している子ども等については、施設の設置者等に支給

イ 父母が共に子どもを監護し、かつ、生計を同じくするときは、生計を維持する程度の高い者に支給

ただし、離婚協議中で別居している場合は、子どもと同居している者に支給

3 支給額（法第 5 条）

支給要件子ども一人につき、次のとおり支給する。

- ア 3歳未満 : 月額 15,000 円
- イ 3歳以上小学校終了前 : 月額 10,000 円 (第1子、第2子)
月額 15,000 円 (第3子以降)
- ウ 中学生 : 月額 10,000 円

4 支給方法等

(1) 支給の始期及び終期 (法第7条第2項)

ア 支給の始期

受給資格者が認定請求した日の属する月の翌月から支給

イ 支給の終期

平成24年3月

ただし、同年2月末までに支給すべき事由が消滅した場合は、支給すべき事実が消滅した日の属する月

(2) 支給期月 (法第7条第4項)

平成24年2月、6月の2回

5 制度導入に伴う経過措置 (法附則第3条)

施行日において子ども手当の支給要件に該当する者が、平成24年3月31日までの間に認定請求したときは、施行日の属する月から支給する。

第2 認定等の手続き

1 子ども手当認定請求書等の取扱い

(1) 認定請求書の様式及び提出方法等

認定請求は、様式第1号 (子ども手当認定等請求書 (届)) に必要事項を記載し、添付書類 (1部) を添え、市町村教育委員会を経由して教育政策課へ提出すること。

(2) 認定請求書の添付書類

法施行規則 (平成23年9月30日付け厚生労働省令第120号。以下「規則」という。) 第4条第2項に規定する添付書類

ア 受給資格者及び子どもの属する世帯全員の住民票 (続柄が記載されていること。) の写

イ 子どもと別居している場合又は実子でない子どもを養育している場合は、監護・生計同一 (維持) 申立書 (様式第2号)

ウ 子どもが留学している場合は、海外留学に関する申立書 (様式第3号) 及び留学の事実がわかる書類等

エ 請求者が未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書 (様式第4号) 及び子どもの戸籍抄本

オ 請求者が父母指定者の場合は、子どもの住所地の市町村において交付される子ども手当父母指定者指定届受領証

カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、子どもと同居する者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書

類

キ その他必要に応じて指定する書類

2 子ども手当認定請求書以外の請求書等の取扱い

子ども手当が認定された職員は、それぞれの事由に応じて次の（１）から（４）までに掲げる手続きを必要とするが、これらの取扱いは、すべて前記１の子ども手当認定請求書等の取扱いに準じて取扱うものとし、様式第１号によること。ただし、（４）は様式第５号によること。

（１）子ども手当増額改定請求書の提出（規則第５条）

算定の基礎となる子ども数が増加した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

ア 子ども手当の額の増額の原因となる子どもの属する世帯全員の住民票（続柄が記載されていること。）の写

イ 子ども手当の額の増額の原因となる子どもと別居している場合又は実子でない子どもを養育している場合は、監護・生計同一（維持）申立書（様式第２号）

ウ 子ども手当の額の増額の原因となる子どもが留学している場合は、海外留学に関する申立書（様式第３号）及び留学の事実がわかる書類等

エ 子ども手当の額の増額の原因となる子どもの未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書（様式第４号）及び子どもの戸籍抄本

オ 子ども手当の額の増額の原因となる子どもの父母指定者の場合は、子どもの住所地の市町村において交付される子ども手当父母指定者指定届受領証

カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、子ども手当の額の増額の原因となる子どもと同居することとなった者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類

キ その他必要に応じて指定する書類

（２）子ども手当減額改定届の提出（規則第６条）

算定の基礎となる子ども数が減少した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

ア 算定の基礎となる子ども数の減少事由が死亡による場合は、死亡及び死亡年月日の確認できる証明書、その他の場合は減少事由及びその事由の発生日の確認できる証明書等

イ その他必要に応じて指定する書類

（３）受給事由消滅届の提出（規則第９条）

受給事由が消滅した場合に行う手続きで添付書類は、必要に応じて指定するものであること。

（４）未支払子ども手当請求書の提出（規則第１１条）

受給者が死亡した場合において未払額を支払うため、受給者が養育していた子どもが提出するもので、添付書類は必要に応じて指定するものであること。

3 経過措置適用者の取扱い

施行日において子ども手当の支給要件に該当する者は、平成23年９月分までの子ども

も手当の受給の有無に関わらず、平成24年3月31日までの間に認定請求を行う必要があること。この場合の子ども手当は、平成23年10月分から支給されることとなる。

4 経過措置の適用を受けない者の取扱い

平成23年10月1日以降に出生した子ども等、新たに支給すべき要件を満たした子どもを養育する者は、支給すべき事実が生じた日から15日以内に認定請求を行う必要があること。この場合の子ども手当は、支給すべき事実の生じた日の属する月の翌月から支給されることとなる。

第3 支給方法等

子ども手当の支給期月は、平成24年2月（10～1月分）、6月（2～3月分）であり、支給期月の給料と同時に給料の支払方法に準じて支払う。

なお、支給期月以外の月に支払う必要がある場合においても、給料の支払方法に準じて支払う。

第4 認定請求の受付開始時期

1 経過措置適用者

経過措置適用者については、経過措置期間中に認定請求を行うこととなるが、現在、給与システムの改修を行っており、改修が完了し次第、認定請求の受付を開始する予定であること。

2 経過措置の適用を受けない者

経過措置の適用を受けない者に係る認定請求の受付は、平成23年10月1日から開始する。

この場合、支給の事実が生じた日から15日を経過した後に認定請求を行った場合は、認定請求をした日の属する月の翌月からの支給となること。